

## 都市再開発の方針原案について

### 1. 報告案件の主旨について

東京都では令和3年3月末に都市再開発の方針の都市計画変更を予定しております。

これに伴い、令和元年12月12日付で、都市計画法第15条の2第2項「都道府県は、都市計画の案を作成しようとするときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。」の規定に基づき、関係区市町村に原案資料の作成依頼がありましたので、令和2年1月27日開催の令和元年度第3回多摩市都市計画審議会の協議会にてご議論いただきました。

その後、協議会で示された、「聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区における誘導地区の区域の拡大」及び、「唐木田に関する表記の追加」に関する意見を踏まえて、東京都と協議し、令和2年2月26日に原案資料を提出しました。

この度、東京都が改定に係る都市計画原案を策定しましたので、そのご報告をするものです。

### 2. 都市再開発の方針とは

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであり、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以降「都市計画区域マスタープラン」という。）を実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的に定めるものです。

※詳細は「**多摩部 17 都市計画 都市再開発の方針(原案)(※多摩都市計画部分抜粋)**」をご参照ください。

### 3. 東京都のこれまでの改定経過と今後の予定について

令和元年	12月	都市計画法15条の2第2項に基づく原案資料作成依頼
令和2年	2月	区市町村からの都市計画原案資料提出
	7月	都市計画原案の縦覧、ホームページ等での意見募集
	8月	公聴会の開催
	10月	<u>都市計画案を区市町村へ意見照会</u>
令和3年	12月	公告・縦覧
	2月	都市計画審議会へ付議

- ◆上記の令和2年10月に予定されている都市計画案の意見照会は都市計画法18条「都道府県は、関係区市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」の規定に基づく都市計画案に対する意見照会となりますので、多摩市都市計画審議会に審議会案件として付議する予定です。